

大分県報

令和元年
号外（五一）
十二月二十七日

（金曜日）

目次

規則

大分県精神障害者入院治療費徴収規則の一部改正……………	一
大分県麻薬中毒者入院治療費徴収規則の一部改正……………	二
大分県肝炎に係る医療費の助成に関する規則の一部改正……………	三
人事委員会規則	
職員に関する規則の一部改正……………	三
外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部改正……………	四
職員の任用に関する規則施行細則の一部改正……………	四

規則

大分県精神障害者入院治療費徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十二月二十七日

大分県知事 広瀬 貞

大分県規則第五十四号

大分県精神障害者入院治療費徴収規則の一部を改正する規則

大分県精神障害者入院治療費徴収規則（昭和三十七年大分県規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「絶対的扶養義務者（二）の下に「民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条第一項の」を加え、同条第一号を次のように改める。

一 患者並びにその配偶者及び患者と生計を一にする絶対的扶養義務者について、患者の入院のあつた月の属する年度（当該入院のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民

令和元年十二月二十七日

大分県報号外（規則）

一

税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割（同法第三百二十八条の規定により課する所得割を除く。）（以下「所得割」という。）の額を合算した額を基礎として、別表により認定した額（以下「認定額」という。）とする。

第二条第三号中「第一号による」を削り、同号を同条第四号とし、同条第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによる。

イ 地方税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第四号）第一条の規定による改正前の地方税法第二百九十二条第一項第八号に規定する扶養親族（十六歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。）及び同法第三百十四条の二第一項第十一号に規定する特定扶養親族（十九歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。）があるときは、それぞれ各号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第三百十四条の三第一項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

ロ 患者又はその配偶者若しくは患者と生計を一にする絶対的扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

ハ 患者又はその配偶者若しくは患者と生計を一にする絶対的扶養義務者が地方税法第二百九十二条第一項第十一号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によっていない母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同項第十二号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次の(1)又は(2)に定めるところとする。

(1) 地方税法第二百九十五条第一項（同項第二号の規定に係る部分に限る。）の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は零とする。

(2) (1)に該当しない者である場合は、地方税法第三百十四條の二第一項第八号に規定

する額（同条第三項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第三百十四條の三第一項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

第三條中「前条第一号又は第三号による」を削り、「減じた額」の下に「（前条第四号に規定する場合においては、認定額の全部又は一部を減じた額につき、同号に規定する算式により日割計算した額）」を加える。

別表中「所得控除」を「所得割の額」に、「1,470,000円」を「564,000円」に、「1,470,001円」を「564,001円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 改正後の大分県精神障害者入院治療費徴収規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月に係る分の費用の徴収から適用し、同月前の月分の費用の徴収については、なお従前の例による。

3 施行日前に現に入院している者のうち費用徴収がされていないものであって、施行日以後も引き続き入院しているものについて、改正後の規則第二條の規定により費用徴収額の認定を行った結果、新たに費用徴収がされることとなるものに係る費用徴収額の認定については、改正前の大分県精神障害者入院治療費徴収規則（以下「改正前の規則」という。）第二條の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、同項の規定によりなおその効力を有することとされた改正前の規則第二條の規定により費用徴収額の認定を行った結果、費用徴収がされることとなる者に係る次回以降の費用徴収額の認定については、改正後の規則第二條の規定を適用し、費用徴収がされないこととなる者に係る次回以降の費用徴収額の認定については、同項及びこの項の規定を適用する。

5 前二項の規定は、これらの規定の適用を受けた者が退院する日までの間に限り、適用する。

大分県麻薬中毒者入院医療費徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十二月二十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第五十五号

大分県麻薬中毒者入院医療費徴収規則の一部を改正する規則

大分県麻薬中毒者入院医療費徴収規則（昭和三十九年大分県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「扶養義務者」を「絶対的扶養義務者（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七條第一項の）」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 中毒者並びにその配偶者及び中毒者と生計を一にする絶対的扶養義務者について、中毒者の入院のあつた月の属する年度（当該入院のあつた月が四月から六月までの場合に

あつては、前年度）分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の同法第二百九十二條第一項第二号に掲げる所得割（同法第三百二十八條の規定により課する所得割を除く。）

（以下「所得割」という。）の額を合算した額を基礎として、別表により認定した額（以下「認定額」という。）とする。

第二條第一項第二号中「前号により認定した額」を「認定額」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによる。

イ 地方税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第四号）第一條の規定による改正前の地方税法第二百九十二條第一項第八号に規定する扶養親族（十六歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。）及び同法第三百十四條の二第一項第十一号に規定する特定扶養親族（十九歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。）があるときは、それぞれ各号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第三百十四條の

三第一項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

ロ 中毒者又はその配偶者若しくは中毒者と生計を一にする絶対的扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二條の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

ハ 中毒者又はその配偶者若しくは中毒者と生計を一にする絶対的扶養義務者が地方税法第二百九十二條第一項第十一号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場

合

合

合

合

合において同号イに該当する者又は同項第十二号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次の(1)又は(2)に定めるとおりとする。

(1) 地方税法第二百九十五条第一項（同項第二号の規定に係る部分に限る。）の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は零とする。

(2) (1)に該当しない者である場合は、地方税法第三百十四条の二第一項第八号に規定する額（同条第三項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第三百十四条の三第一項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

別表中「所得税額」を「所得額の額」に、「1,470,000円」を「564,000円」に、「1,470,001円」を「564,001円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大分県麻薬中毒者入院医療費徴収規則の規定は、この規則の施行の日の属する月に係る分の費用の徴収から適用し、同月前の月分の費用の徴収については、なお従前の例による。

大分県肝炎に係る医療費の助成に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十二月二十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第五十六号

大分県肝炎に係る医療費の助成に関する規則の一部を改正する規則

大分県肝炎に係る医療費の助成に関する規則（平成二十年大分県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第五項中「第九条第一項に規定する指定医療機関」を「保険医療機関」に改め、「三月以上ある」の下に「場合であつて、第九条第一項の指定医療機関において肝がん・重度肝硬変入院関係医療を受けた」を加え、同項を同条第六項とし、同条第二項から第四項までを一項ずつ繰り下げ、同条第一項中「とは」の下に「、保険医療機関又は」を加え、

「（大正十一年法律第七十号）」及び「保険医療機関又は」を削り、同項を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

この規則において「保険医療機関」とは、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関をいう。

第九条中「（健康保険法第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関をいう。以下この条において同じ。）」を削る。

第十六条の見出しを「（入院記録票等）」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 肝がん・重度肝硬変患者は、保険医療機関に入院する際に、入院記録票及び知事が別に定める書類（以下「入院記録票等」という。）を当該保険医療機関に提示するものとする。

3 保険医療機関は、知事が別に定める疾病により当該保険医療機関に入院した肝がん・重度肝硬変患者に対し、肝がん・重度肝硬変入院医療を実施した場合は、指定医療機関にあつては入院のあつた月ごとに入院記録票に所定の事項を記載するものとし、指定医療機関以外の保険医療機関にあつては入院のあつた月ごとに入院記録票に所定の事項を記載できるものとする。

第十六条に次の一項を加える。

4 肝がん・重度肝硬変患者は、入院記録票等を適切に管理するものとする。

附則

この規則は、令和二年一月一日から施行する。

○人事委員会規則

職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十二月二十七日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第五号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

第一条 職員の任用に関する規則（昭和三十二年大分県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の一号を加える。

八 標準職務遂行能力 法第十五条の二第一項第五号に規定する標準職務遂行能力をい

令和元年十二月二十七日

大分県報号外（規則・人事委規則）

う。

第十四条第一項第三号中「医療（職群）」の下に、「海事職群」を加え、同項第四号を削り、同項第五号を第四号とし、第六号から第十四号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項中「前項第七号、第十号」を「前項第六号、第九号」に改める。

第四十二条第一項第一号中「第十四条第一項第四号に規定する」を「第十四条第一項第三号の」に、「同項第五号に規定する」を「同項第四号の」に、「同項第十三号に規定する」を「同項第十二号の」に改める。

第二条 職員の任用に関する規則の一部を次のように改正する。

第一条中「、第十七条から第二十二條」を「並びに第十七条から第二十二條の三」に改める。

第十四条第一項第十二号中「第十七条第一項の規定により採用される非常勤職員」を「第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）」に改める。

第十八条中「第二十二條第一項」を「第二十二條」に改める。
第十九条に次の一項を加える。

3 会計年度任用職員に関する第一項の規定の適用については、同項中「六月間」とあるのは「一月間」と、「九十日」とあるのは「十五日」と、「条件付採用期間開始後一年」とあるのは「当該職員の任期」とする。

第二十条第一項中「任命権者は」の下に「、常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において」を加え、「場合には」を「ときは」に改め、同項各号中「場合」を「とき。」に改め、同条第二項中「第二十二條第二項前段に規定する」を「第二十二條の三第一項前段の」に改める。

第二十一条第二項中「第二十二條第二項後段に規定する」を「第二十二條の三第一項後段の」に改める。

第四十二条第一項第一号中「非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和二年四月一日から施行する。

(準備行為)

2 第二条による改正後の職員の任用に関する規則第十四条第一項第十二号に規定する会計年度任用職員の採用に必要な行為は、前項ただし書に規定する規定の施行の日前において

も行うことができる。

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十二月二十七日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第六号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則（昭和六十三年大分県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第二十二條第一項」を「第二十二條」に改める。
第四条中「（条例附則第二項の規定により派遣職員となるものとされた職員を含む。）」を削る。

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第四条の改正規定は、公布の日から施行する。

○人事委員会告示

大分県人事委員会告示第二号

職員の任用に関する規則施行細則（昭和三十二年大分県人事委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

令和元年十二月二十七日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

第九条第六号中「第十四条第七号」を「第十四条第六号」に改める。

第十二条中「規則第二十条第三項」の下に「又は第二十一条第三項」を加える。

第十五条第一項第一号中「第五条第三項」を「第五条第四項」に改める。

第二十一条第二号中「非常勤職員」を「会計年度任用職員」に、「非常勤職員採用選考報告書」を「会計年度任用職員採用選考報告書」に改める。

別表第一の職員採用上級試験の項の採用試験の対象となる職の欄の第一号、第三号及び第四号中「二級」を「一級」に改め、同表の職員採用医療免許資格職試験の項の採用試験の対

象となる職の欄の第一号中「及び二級」を削る。

第九号様式及び第十号様式中

性	別	年	齢

を

年	齢

に改める。

第二十四号様式中「非常勤職員採用選考報告書」を「会計年度任用職員採用選考報告書」に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。ただし、第二十一条及び第二十四号様式の改正規定は、令和二年四月一日から施行する。

令和元年十二月二十七日

大分県報号外（人事委告示）